

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対して、より高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。

そのため、将来にわたって普遍的な経営の方針として次の通り「経営理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

＜経営理念＞

- IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。（社会・お客さまの信用）
- 変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。（会社の繁栄）
- 個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。（社員の成長）

当社は、この「経営理念」の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に経営上の最重要課題のひとつと位置付け、経営の透明性・公正性・健全性の確保に努めております。また、企業倫理と法令遵守を常に意識して企業活動を行うことが必要不可欠と考えており、役職員への周知・浸透に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	3,083,900	27.53
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,980,000	17.67
富士通株式会社	1,550,000	13.83
さくらケーシーエス従業員持株会	1,322,890	11.81
株式会社みなと銀行	310,000	2.76
SMBCコンサルティング株式会社	140,000	1.25
さくらカード株式会社	110,000	0.98
グローリー株式会社	100,000	0.89
日本生命保険相互会社	80,000	0.71
兵庫トヨタ自動車株式会社	80,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（上場:東京、名古屋、海外）（コード）8316

補足説明

当社の親会社である株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるため、当社に与える影響が最も大きいと認められる親会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループであります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当社の株式5,623,900株を株式会社三井住友銀行他4社を通じて間接所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社のグループ会社(以下、同グループという。)において、総合情報サービス会社と位置づけられております。

当社と同グループとの取引につきましては、一般的市場取引と同等の条件にて行うことを基本方針とし、各社との個別協議を行った上で、社内規程に則った手続きにより取引条件を決定することにより、少数株主の権利を害することがないよう、常に留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社と同グループの間には、取引関係及び人的・資本関係がありますが、当社の経営につきましては、同グループの経営方針を踏まえて、独自の経営判断に基づき意思決定しており、親会社等とは一定の経営の独立性が確保されております。

なお、同グループとは、今後とも必要な情報・技術・人事などの交流を図り、緊密な資本・取引などの関係を維持していく方針であります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
乗鞍 良彦	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
乗鞍 良彦	○	——	<招聘理由> 弁護士としての豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明により、当社の社外取締役としての役割を適切に果たすことが期待できるため。 <独立役員指定理由> 当社が上場している東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて適宜情報交換を行い、各々の監査の実効性確保に努めております。

また、内部監査を行う監査部の監査結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新 尚一	他の会社の出身者										△			
藤原 正治	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新 尚一	○	新 尚一氏は、神栄株式会社の出身であります。同社は当社株式73千株を所有する株主であり、当社は同社株式1,010千株を所有する株主であります。 また、同社は当社の取引先でもあります。取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	< 招聘理由 > 広い視野に立って、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見から、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるため。 < 独立役員指定理由 > 当社が上場している東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持しているものと判断し、独立役員に指定しております。

藤原 正治	○	藤原 正治氏は、当社の取引先である兵庫県庁の出身者であります。 また、同県のは当社の取引先でもありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	<招聘理由> 兵庫県における長年の行政実務及び、兵庫県の外郭団体の理事長として培われた豊富な経験と幅広い識見から、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるため。 <独立役員指定理由> 当社が上場している東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持しているものと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役への特別なインセンティブ付与は実施しておりませんが、取締役の報酬等は、取締役の役割の大きさに基づき、その基本となる額を設定し、各取締役の貢献度と会社業績を反映させて算定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

なお、平成27年3月期における取締役及び監査役の報酬等の総額は次の通りであります。

取締役 6名 91百万円 (社外取締役を除く。)
監査役 3名 27百万円 (社外監査役を除く。)
社外役員 3名 10百万円

- (注) 1. 上記、対象となる役員の員数には、平成27年3月期中に退任した監査役(社外監査役を除く。)1名を含んでおります。
2. 上記、報酬等の総額には、平成27年3月期における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
3. 上記金額のほか、平成26年6月27日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役(社外取締役を除く。)1名に対して16百万円、退任監査役(社外監査役を除く。)1名に対して13百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

【取締役の報酬等について】

取締役の報酬等は、取締役の役割の大きさに基づき、その基本となる額を設定し、各取締役の貢献度と会社業績を反映させております。その具体的金額については、取締役会により決定しております。

【監査役の報酬等について】

監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、専従スタッフは配置しておりませんが、常勤監査役を通じて必要な資料及び情報の伝達などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用し、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監査を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

また、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離するため、執行役員制度を導入しております。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、以下の通りです。

【経営・監督】

1. 取締役会

取締役会は、提出日現在、社外取締役1名を含む取締役7名にて構成され、原則毎月1回以上開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指し、業務執行に関する決定、重要事項の決議、取締役の業務執行の監督を実施するとともに、戦略的視点や社会的視点から公正で率直な議論を行っております。

【監査】

1. 監査役会・監査役監査

監査役会は、提出日現在、社外監査役2名を含む4名で構成され、原則毎月1回以上開催しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人・内部監査部門からの報告・聴取等を通じて、当社の業務執行状況の監査を行っております。

また、監査役と会計監査人、内部監査部門は、監査計画や監査結果報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

2. 会計監査

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田中基博氏及び三井孝晃氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。なお、業務を執行した公認会計士で、継続監査年数が7年を超えるものはおりません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他3名であります。

3. 内部監査

内部監査につきましては、業務執行部門から独立した監査部が担当しており、全ての業務執行部門及び子会社に対して、年1回書面監査及び実地監査を行っており、業務運営状況及びリスク管理状況を検証するとともに、改善策等の指示や提言を行っております。

また、監査結果につきましては、社長へ報告を行うとともに、取締役会及び監査役にも報告を行っております。

【業務執行】

1. 経営会議

経営会議は、常務執行役員以上及び監査役などから構成され、原則毎月1回以上開催しており、取締役会決議事項を含む業務執行及びその他経営に関する重要事項について協議を行うことにより、取締役会審議の充実と取締役会決議事項以外についての迅速な意思決定及び効率的な業務運営を図っております。また、経営会議で協議した重要事項につきましては、定期的に取締役会へ付議しております。

【内部統制】

1. リスク管理体制

リスク管理につきましては、当社の全ての委員会を統括する「リスク管理委員会」が当社全体のリスク評価を行っており、その評価結果に基づき、直接又は各委員会を通じて、組織横断的にリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク管理委員会の下には、事務リスク等を対象とした「オペレーショナルリスク委員会」や「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委

員会」「危機管理委員会」「品質管理委員会」などを設置し、当社で発生するさまざまなリスクについて網羅的・体系的な管理を行うとともに、その予防及び発生時の対応を行っております。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンスにつきましては、社内横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、社内業務に関してコンプライアンスの観点から広く検討・審議を行っております。

また、コンプライアンスに関する事項を統括する部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、各事業部にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス・オフィサーを設置し、法令遵守を徹底・維持する体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の属する情報サービス産業においては、顧客ニーズや技術環境がめまぐるしく変化することから、経営環境の変化へ迅速に対応するため、社外取締役を含む取締役会における実質的かつ活発な議論による意思決定機能及び業務執行の監督機能の強化が重要であるとの判断に立ち、現状の体制での機能充実に努めております。

また、経営監視の観点からは、社外監査役を含む監査役による監査の質の向上及び内部監査の充実により、監視機能の強化に努めており、客観的・中立的監視の下、十分な体制を整えております。

こうした体制により、当社では、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制が整備されているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、株主の皆様が事前に議案を十分ご検討いただけるよう、早期の発送に努めております。2015年6月26日(金)開催の第47回定時株主総会におきましては、法定期日の3日前にあたる2015年6月8日(月)に発送しております。
その他	株主総会招集通知、株主総会決議通知を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL : http://www.kcs.co.jp/ir/shareholder-info.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、公表しております。 URL : http://www.kcs.co.jp/disclosure/index.html	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書(Business Report)、経営指標の推移などのIR資料を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL : http://www.kcs.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 : 経営企画部 IR事務連絡責任者 : 執行役員 経営企画部長 友石 敏也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、当社としての企業経営のあり方をステークホルダーの視点から明確にしております。 【経営理念】 ・IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。 (社会・お客さまの信用) ・変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。 (会社の繁栄) ・個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。 (社員の成長)
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)につきましては、日本経済団体連合会の企業行動憲章などを参考にしつつ、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対してより高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。 特に、「社会・環境」面につきましては事務所等の節電やペーパーレス化、ごみ分別収集など、省エネ・省資源・リサイクルに注力しているほか、清掃活動やイベント協賛を通じた地域社会への貢献活動や、役職員有志による「さくらケーシーエスボランティア基金」制度による環境保全・災害支援などへの永続的寄付活動などにも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めることを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当企業集団は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、その整備に取り組んでおります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ規程、廃棄・削除取扱手順書に則り、適切な保存及び管理を行う。

(2) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

(a) 当企業集団全体における損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

(b) マネージメントサポートセクター担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、取締役会で承認された当企業集団全体のリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画、年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。

(b) 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

(c) 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。

(d) 監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役に對し定期的に求めることができるほか、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に對し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

(4) 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

(a) 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

(b) 当企業集団のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンス・プログラムを取締役会で策定し、体制整備を進める。

(c) 当企業集団全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

(d) 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(e) 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(a) 当社のグループ全体の業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。

(b) 当社のグループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規則及びコンプライアンス・マニュアルグループ会社規則を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。

(c) グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、法務リスク管理要領に則り、取引の公正性・適切性を十分に検証した上で行う。

(d) 当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規則等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

(e) 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

(a) 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。

(b) 上記の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とすることとする。

(c) 上記の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

- (7) 当企業集団の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
- (a) 当企業集団の取締役及び使用人は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 - (b) 当企業集団の取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - (c) 当企業集団の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等を発見したときには、前項の監査役のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - (d) 当企業集団の取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、内部通報規程に不利益取扱いの禁止を定める。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について
- (a) 当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかでない場合を除き、追加の予算措置を講じる。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について
- (a) 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - (b) 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、以下の基本方針を定めている。
 - (b) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること
 - (c) 不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと
 - (d) 反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うこと
 - (e) 当社は、反社会的勢力の関与の排除をコンプライアンスの一環として位置付け、総務担当部署を所管部門として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力取引排除規程の整備、警察などの外部専門機関との連携の強化、社内研修の実施など、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「内部統制システムの構築に関する基本方針」の「(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の整備状況】

当社では、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に実施するため、次の通り社内体制の整備に努めております。

1. 情報開示規程を制定し、役職員に対してその遵守を義務付けております。
2. 重要情報につきましては、マネージメントサポートセクター担当役員を重要情報取扱責任者、経営企画部及び経営企画部財務経理部を総括部門として、当該情報の所管部門と連携しつつ、管理を行う体制を構築しております。
3. 適時開示につきましては、経営企画部を所管部門として実施する体制としております。
4. ディスクロージャーポリシー、情報開示規程などの情報開示に関する規程類を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としております。また、情報開示の重要性及びその趣旨について、社内教育などにより周知徹底しております。

【適時開示体制】

